

政令第 号

国土利用計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第一条の施行に伴い、この政令を制定する。

国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とする。

第二十五条中「指定都市において」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）において」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十六条を第二十五条とする。

附則第六条を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十一号から第七十六号まで」を「第三十号から第七十五号まで」に改め、第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七十六号中「第二十二号」を「第二十一号」に改め、同号を同条第七十五号とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十二号に掲げる国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第四十条第一項に規定する交付金(次項において単に「交付金」という。)については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律第
一条の施行に伴い、土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度に係る規定を
削除する必要があるからである。